

リビア – 港湾状況に関する最新情報（2019年7月12日現在）

こちらは、英文記事「[Libya - port situation](#)」（2019年7月12日更新版）の和訳です。



リビアの首都トリポリ近隣における最近の騒動にもかかわらず、リビア諸港の操業状況に変更はありません。しかしながら、治安情勢は不安定なため、リビア諸港に航行予定の船舶は現地代理店と密に連絡を取り、その時点で入手可能な最新で信頼できる情報を入手されることを推奨します。

港湾状況

2019年7月12日のGardのリビア現地コレスポンデントの報告によると、現在のリビア諸港の現況については次のとおりです。

- **操業中の港：** Farwah、Bouri、メリタ（Melittah）、ザーウィア（Zawia）、トリポリ（Tripoli）、アルフムス（Al Khoms）、ミスラタ（Misurata）、エス・シデル（Es Sider）、ラス・ラヌフ（Ras Lanuf）、マルサ・ブレガ（Marsa El Brega）、ズウェイティーナ（Zuetina）、ベンガジ（Benghazi）、トブルク（Tobruk）、マルサ・ハリガ（Marsa El Hariga）
- **閉鎖中の港：** スルト（Sirte）、デルナ（Derna）

Gardのコレスポンデントからの情報によると、操業中の港については、船舶、乗組員の双方の安全が確保されていると考えられます。ただし、状況は変化する可能性がありますので、船舶オペレーターは、船員らに注意喚起し、リビア海域を通航する際には事前に関連リスクの評価を実施するようにしてください。

推奨事項

リビアに入港・入域する際には、引き続き警戒を行うよう運航船に指示するようにしてください。本稿執筆時点では [NAVAERA III 区域航行警報 225/2016 は有効に存続しており](#)、北緯 34.00 度より南の軍事区域およびその付近を航行する船舶に対して、自船の位置を最寄りの海岸局に連絡して安全な航路を確認するよう推奨しています。

NAVAREA III preview 0225/2016

EASTERN MEDITERRANEAN SEA - LIBYA ✕

1.- Military operation in area bounded by Libyan coastline and 34-00N. The ships in area or near borderline should proceed with extreme caution, and for its own safety to get into contact with nearest Coastal Station, to receive safe trackline. The ships will be send Position, Course, Speed, ETA at destination Port, Cargo and Name of Ship's Agent. This information should be forwarded 72 hours before in bound area and must be repeated daily, at noon. Pease report to MARITIME TRANSPORT AUTHORITY.
 Name: Omar A. Omar D.PFSO, Phone: +218925542024, Fax: +218087627623539, E-mail: Omar16588@gmail.com.
 Or
 Name: Mohamed F. Abdulaaty Maritime Department, Phone: +218922292612, Fax: +218087627623539, E-mail: mf_732072@gmail.com.

2.- Cancel NAVAREA III 356/15.

要約すると、リビアに寄港する船舶は以下に注意する必要があります。

- 国際的な通商法を遵守し、リビアの操業中の港に向かう際には正式な航海ルートに従い、閉鎖中の港の沿岸水域を航行しないこと。
- 航海計画と積荷・揚荷の種類について、現地代理店が当局に通知する十分な時間を確保できるように、到着前に余裕を持って現地代理店に申告すること。
- 現地の港湾当局、船舶代理店、Gard の現地コレスポンデントなどと緊密に連絡を取り、その時点での最新かつ信頼できる情報を入手するようにすること。

リビアの個人・法人の多くは経済制裁の対象となっています。そのため、制裁に関する情報についても把握しておく必要があります。制裁関連の情報と助言については、Gard ウェブサイトの「[Sanctions](#)」セクションを参照してください。

リビアの港湾最新情報は Gard のコレスポンデントである *Gargoum Maritime Services and Inspections* 及び *Shtewi Legal & Pandi Services* からの情報に基づいて作成したものです。

米国の国際港湾保安プログラム

2019 年 4 月 2 日付の Port Security Advisory (1-19)によると、米国コーストガード (USCG) は、リビアの諸港では有効なテロ対策措置が実施されていないと判断しています。また船舶は「武装し

た非国家主体による最近の不法な石油輸出の企てに基づく暴力的な犯罪活動の可能性があるため、リビアのすべての石油ターミナル（特にリビア東部）に寄港する際には細心の注意を払って航行するよう推奨されています。さらに同 Advisory は、国連安保理決議 2146 では、国連安保理制裁委員会がリビアから原油を不法輸出しようとする船舶に対して一定の措置を講じることを認めていること、並びにリビアからの原油を船積み、輸送、荷揚げすることに関していくつかの制限を課しており入港拒否を含む可能性もあることについて海運業界に注意を喚起しています。

米国海事保安法（Maritime Transportation Security Act [MTSA]）に基づき、コーストガードは、米国向け船舶（米国登録船舶や外国船）の国外出航港と、国際海上貿易に安全上のリスクをもたらすと判断されるその他の国外港において実施されているテロ対策措置の有効性を評価することを義務付けられています。有効なテロ対策措置が講じられていないと判断された場合には、その港の情報が連邦公報で発表されます。コーストガードは、直前の5つの寄港地の中にそうした港が含まれる船舶に対して、米国への入港時に特定の入港条件を課します。入港条件に基づき、該当する船舶は以下を行わなければなりません。

- リビアの港に寄港中は、船舶保安計画のセキュリティレベル2に相当する措置を実施すること。
- リビアの港に寄港中は、船舶の各アクセスポイントを確実に警備し、かつ、船舶外部（陸側および海側の両方）に警備の死角が生じないようにすること。
- リビアの港に寄港中は、保安宣言（Declaration of Security）の実施に努めること。
- 船舶保安記録にすべての保安活動を記録すること。
- 米国海域に入域する前に、管轄のコーストガードのキャプテン（港長）に実施した活動を報告すること。

こうした条件を遵守しないと、米国への入港を拒否される可能性があります。

有効なテロ対策措置を講じていないとみなされている港湾のリストと入港条件は、以下の米国コーストガード(USCG)のウェブサイトに掲示されています。

国際港湾保安プログラム ([International Port Security Program \[IPSP\]](#))

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

